

iDeCo加入者、加入を検討している会社員や公務員等、厚生年金被保険者の皆さまへ
iDeCoの加入資格、拠出限度額、加入申出書等に記入する
「企業年金制度等の加入状況コード」をご確認ください

この用紙にて、企業年金制度等の加入状況の別による、iDeCo（個人型確定拠出年金）への加入資格、拠出限度額の確認ができます。裏面のフローチャートを確認ツールとしてご利用ください。

◆ 裏面のフローチャートはiDeCo公式サイトにも掲載されていますので、ご活用ください。

<https://www.ideco-koushiki.jp/start/#step1>



- 1 iDeCo掛金の上限度額（拠出限度額）は企業年金制度等の加入状況によって異なります。この様式を活用して、お勤め先で実施する企業年金制度等の状況、**iDeCoへの加入資格や拠出限度額をご確認ください。**なお、**セルフチェックシートとなりますので、ご提出いただく必要はありません。**
- 2 フローチャートの質問と回答に沿って該当する項目にチェックしながら、ご自身のiDeCoへの加入資格を確認してください。⑥～⑩（①を除く）に該当した方はiDeCoへの加入資格をお持ちなので、**各区分に示す2桁の数字（00～53）を『個人型年金加入申出書（K-001・K-002）』や、『加入者登録情報変更届（第2号被保険者用）（K-032）』等の「企業年金制度等の加入状況コード」欄にご記入ください。**また、拠出限度額も併せてご確認ください。
- 3 お客さまが記入した「企業年金制度等の加入状況」の情報が確認できない場合、確認できるまでの間はiDeCoの掛金の引き落としが一時停止されます（新規に加入をご希望の方は、加入不該当となります）。なお、親会社から子会社への派遣や出向等により、お勤め先が変更となっている場合でも、引き続き親会社や出向元等で年金制度に加入している場合もあります。**ご不明な点は必ずお勤め先にご確認ください。**
- 4 お勤め先で企業年金制度等に加入している場合の拠出限度額は次の表のとおりです。拠出限度額を超過した場合、掛金額が自動的に減額、あるいは一時停止されることがあります（新規に加入をご希望の方は、加入不該当となります）。なお、企業年金制度等に加入していない場合の拠出限度額は2.3万円です。

厚生年金被保険者区分	拠出限度額 ※いずれも2.0万円を上限
厚生年金被保険者	5.5万円－（企業型DC ^{※1} 掛金額＋DB ^{※2} 等の他制度 ^{※3} 掛金相当額）
国家公務員共済組合の組合員	5.5万円－共済掛金相当額
地方公務員共済組合の組合員	
私立学校教職員共済制度の加入者	5.5万円－（企業型DC掛金額＋他制度掛金相当額（私学共済））

- 5 お勤め先の企業年金制度等の加入状況や掛金額は、下記の方法でご加入者の皆さまに表示・周知されます。加入中の制度や確認方法が不明の場合は、お勤め先にお問い合わせください。

お勤め先で加入されている企業年金制度等	企業年金制度等の掛金額の加入者への表示・周知方法
企業型DCのみに加入の場合	企業型DCの加入者Webサイト ^{※4} 上で掛金額を表示
企業型DC ＋ DB等の他制度の両方に加入の場合	企業型DCの加入者Webサイト上で、企業型DCの掛金額およびDB等の他制度掛金相当額を併せて表示
DB等の他制度のみに加入の場合や、国家公務員・地方公務員共済組合の組合員の場合	周知方法は事業主によって異なりますので、お勤め先にご確認ください。

※1： 企業型DC ＝ 企業型確定拠出年金

※2： DB ＝ 確定給付企業年金

※3： DB等の他制度 ＝ DBのほか、厚生年金基金、私立学校教職員共済制度および石炭鉱業年金基金

※4： 企業型DCの加入者Webサイト ＝ 記録関連運営管理機関が用意しているWebサイトを指します。運用関連運営管理機関が、記録関連運営管理機関と連携するWebサイトを用意している場合もございます。ご不明の場合はお勤め先にお問い合わせください。

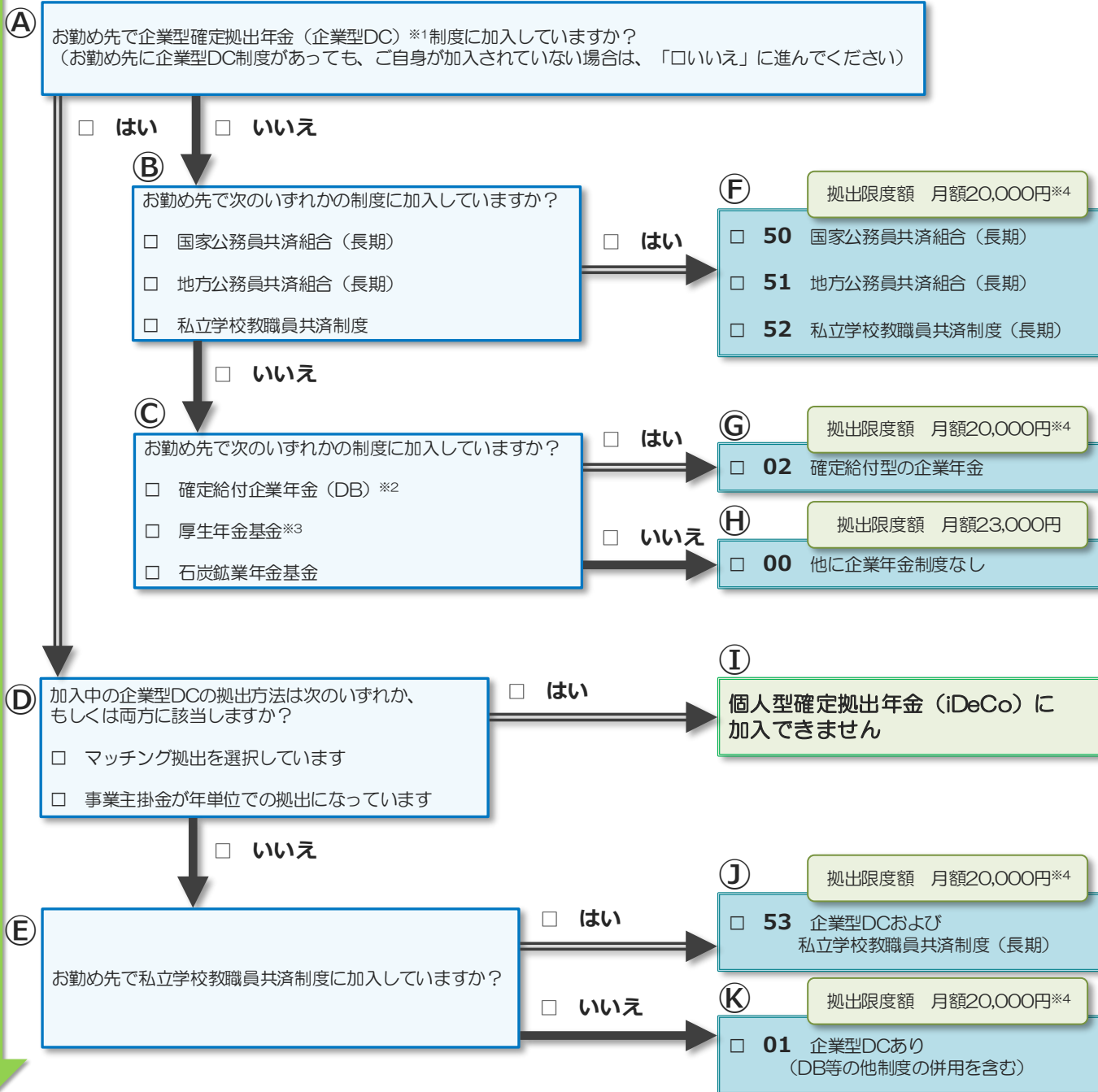
裏面に続く

■ あなたの企業年金の加入状況についてご回答ください

拠出限度額は表面の④⑤にてご確認ください

※下記のフローチャートであなたの企業年金制度等の加入状況についてご回答いただき、各区分に示す2桁の数字（00～53）を『個人型年金加入申出書（K-001・K-002）』や、『加入者登録情報変更届（第2号被保険者用）（K-032）』等の「企業年金制度等の加入状況コード」欄にご記入ください。

質問の途中でも、回答がわからない場合はこちらへ



現在のお勤め先でご加入されている企業年金制度等のご状況がわからない場合は、
お勤め先の人事、総務等、企業年金制度の担当者にご確認ください。

【※1：企業型確定拠出年金（企業型DC）とは】

- ・労使合意に基づいて、お勤め先の事業主が掛金を拠出します。そのため、入社時および在職中の案内や、お勤め先の就業規則（退職金規程）等から、制度の有無を確認することができます。
- ・加入者ごとに拠出された掛金を加入者自らが運用し、その運用実績に応じて給付額が決まります。そのため、加入者ごとにIDやパスワードが発行され、企業型DCの記録関連運営管理機関（RK）が用意する加入者Webサイト上で、資産状況や、運用状況、iDeCoに拠出可能な掛金額を確認することができます。
- ・iDeCo+（中小事業主掛金納付制度）は企業型DCではありません。

【※2：確定給付企業年金（DB）とは】

- ・労使合意に基づいて、お勤め先の事業主が掛金を拠出します。そのため、入社時および在職中の案内や、お勤め先の就業規則（退職金規程）等から、制度の有無を確認することができます。
- ・給付の内容があらかじめ定められ、基本的な運用のリスクは事業主が負います。
- ・DBにご加入中の場合、事業主からDBの掛金相当額が通知されます。
（DCにもご加入中の場合は※1に記載の方法で、DBの掛金相当額も併せて表示されます。）

【※3：厚生年金基金とは】

- ・国の老齢厚生年金の一部を代行し、独自の給付を上乗せして支給する企業年金です。あらかじめ将来の給付額が確定している、確定給付（DB）型の制度です。国の厚生年金とは別の制度になります。
- ・現在は新規設立が認められておらず、現存する厚生年金基金は少数です。
- ・厚生年金基金に加入中の場合、事業主から厚生年金基金の掛金相当額が通知されます。
（DCにも加入中の場合は※1に記載の方法で、厚生年金基金の掛金相当額も併せて表示されます。）

【※4 拠出限度額は事業主掛金により調整される場合があります。詳細は表面④⑤をご確認ください。】